

認可保育所の指導検査について (保育内容)



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当



保育の状況に関する主な指摘

- ◆ 保育士が適正に配置されていない。
- ◆ 調理従事者・調乳担当者の検便が未実施である。
- ◆ 指導計画が未作成・内容不十分である。
(一部の指導計画が作成されていないなど)
- ◆ 休所(一部休所・家庭保育依頼)をしている。



保育士の配置

- ◆ 保育士の数は、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。
 - 児童が少なくなる朝夕の時間帯に注意する。
 - 登園児童に対して算定した保育士の数が1人となる場合には、常勤保育士1人、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人(合計2人)の配置可
- ◆ 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組やグループに係る必要保育士数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。

【参考】令和3年3月19日付子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(厚生労働省)



調理・調乳担当者の検便

- ◆ 調理・調乳担当者は、雇入れ時（配置換え含む。）及び月1回以上の検便を行うこと。
 - 検便の検査結果は適切に保管する。
 - 雇入れ時及び配置換えの際も同様に、必ず検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させる。
 - 調理委託の場合も、園において検査結果を確認する。

- ◆ 調理・調乳担当者は、健康チェックを毎日行い記録すること。
 - 個人別、項目別（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創など）に行うことが望ましい。



指導計画

◆ 長期的な指導計画、短期的な指導計画

- 全体的な計画に基づき長期・短期の指導計画を作成し、実際の保育まで関連性を持たせ、評価・反省を行い、次の計画に反映させること。
- ねらいを踏まえて実践した保育の内容を日誌に記録すること。

◆ 個別的指導計画

- 3歳未満児については、個別的指導計画を作成すること。
- 個別的指導計画は、一人一人の発達状況などに即して作成すること。



保育時間・休所

◆適切な保育時間・開所時間を確保すること。

- 保育時間は、入所している児童の保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮して定める。
- 開所時間は、11時間以上確保する。

◆休所（一部休所を含む。）をしないこと。

- 施設の都合による休所をしないこと。
- 行事の開催日などにおいて、保護者に家庭での保育を依頼しないこと。
- 非常災害の発生時は、区市町村の指示に従い、保護者への確実な情報提供に留意すること。



改正点① 食品衛生法に基づく新たな届出

- ◆平成30年に食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から同法に基づく営業の届出制度が開始。
- ◆従来の食品製造業等取締条例に基づく給食供給者の届出は廃止。
- ◆令和3年6月1日以前に開設した保育所についても、施行から6ヶ月以内(令和3年11月30日まで)に、管轄の保健所に食品衛生法に基づく営業の届出が必要。

【参考】令和2年8月5日付薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

改正点② 保育の環境設定

◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

(R3.4.1～都指導検査基準の基本的考え方・観点に追加)

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもが、誤嚥につながる物(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など)を身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5)保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3)保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1)保育所職員に求められる専門性)



子供の人権に配慮した保育②、虐待の防止

- ◆ 都内保育所において、園児に対する虐待や不適切な保育事例が発生している。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。
- ◆ 家庭において、児童の不適切な養育の兆候が見られる場合は、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

子供の人権に配慮した保育内容（例 1）

保育者による虐待・不適切な保育の例

◆ 身体的な虐待・不適切な保育

- 怒るときに殴る、叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- バウンサーを激しく揺らす。
- 寝ている児童を無理やりコットや布団から落とす。
- 言うことを聞かせるために押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
- じっとさせるために馬乗りになって押さえつけたり、テープやひもなどで身体を拘束する。
- 遊びと称してプロレスの技をかける。

子供の人権に配慮した保育内容（例2）

◆ 心理的な虐待・不適切な保育

- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- 「ばか」、「きもい」、「かわいくない」などの言葉を浴びせる。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどについて、からかったり、保育者同士で笑いあったりする。
- 食事が終わらない児童に対し、部屋の電気を消し、午睡の時間もそのまま食べさせ続ける。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童によって、とてもやさしくしたり、無意味に厳しくしたり、差別的な扱いをする。
- おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。
- 児童の前で他の保育者に罵声を浴びせる。

子供の人権に配慮した保育内容（例3）

◆ 性的な虐待・不適切な保育

- 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真を撮る。
- 児童の体をなめる、着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為を行っている。
- 児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為を行っている。

◆ ネグレクト・不適切な保育

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 食事の量を極端に減らす。

- ① 保育者の都合で進める保育になっていないか、日ごろの保育を職員間で点検する。
- ② 虐待や不適切な保育は、小さな芽の時期に摘むことが大切である。



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます